

カンキツグリーンング病駆除確認調査実施要領（平成 23 年 3 月 31 日付け 23 消安第 9989 号消費・安全局長通知）の一部  
改正新旧対照表

（下線部分が改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第 1 趣旨</p> <p>植物防疫法（昭和25年法律第151号。以下「法」という。）第16条の2及び16条の3、<u>植物防疫法施行規則</u>（昭和25年農林省令第73号）第35条の2及び第35条の7により、移動の制限及び禁止がなされているカンキツグリーンング病菌（以下「本病菌」という。）について、鹿児島県内において国が行う駆除確認調査は、この要領に定めるところによる。</p> <p>第 3 調査の実施者</p> <p>調査は、植物防疫官又は植物防疫員が<u>関係者の協力を得て</u>実施するものとする。</p>	<p>第 1 趣旨</p> <p>植物防疫法（昭和25年法律第151号。以下「法」という。）第16条の2及び16条の3、<u>植物防疫法施行規則</u>（昭和25年農林省令第73号）第35条の2及び第35条の7<u>並びにカンキツグリーンング病菌の緊急防除に関する省令（平成19年農林水産省令第8号）</u>により、移動の制限及び禁止がなされているカンキツグリーンング病菌（以下「本病菌」という。）について、鹿児島県内において国が行う駆除確認調査は、この要領に定めるところによる。</p> <p>第 3 調査の実施者</p> <p>調査は、植物防疫官又は植物防疫員が実施するものとする。</p>

附 則

この改正は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。